

第 五 期
2026年 7 月

《国务院の對外投資に関する規定》 を読み解く

目次

一、背景・概要

二、法律解説と君澤君からの提言

一、背景・概要

2026 年 5 月 5 日、国務院の李強総理は国務院令第 837 号に署名し、「**国務院の対外投資に関する規定**」(以下「**本規定**」という。)を公布した。本規定は今年 7 月 1 日から既に施行されている。本規定は全 34 条から成り、中国において行政法規のレベルで対外投資(すなわち海外投資)を統一的に規律する初の専門立法である。その目的は、高水準の対外開放を推進し、対外投資の質の高い発展を促進するとともに、対外投資に対する管理を強化し、投資家およびその対外投資に係る適法な權益を保護し、国家の主権、安全および発展上の利益を守ることにある。司法部、国家發展改革委員会および商務部の責任者は、記者からの質問に答える中で、本規定の制定は中国の対外投資の發展史において画期的な意義を有するものであると述べている。

本規定の制定以前、中国の対外投資に対する監督・管理は、長年にわたり主として各部門の規則および規範性文書に基づいて行われてきた。主なものとしては、国家發展改革委員会の「企業海外投資管理弁法」(発改委令第 11 号)、商務部の「海外投資管理弁法」(商務部令 2014 年第 3 号)ならびに外貨管理当局による関連規定が挙げられる。このような制度は、複数の行政機関がそれぞれ所管分野ごとに管理する「分散型」の管理体制となっており、統一的な上位法に基づく法的根拠を欠いていた。また、個人による海外投資、海外投資に対する安全審査、海外における權益保護などの分野では制度上の空白も存在していた。

中国企業の「海外進出」が規模・内容の両面で一層拡大・複雑化するとともに、国際的な経済・貿易環境が大きく変化する中、従来の制度では現実のニーズに十分対応することが困難となっていた。本規定は、こうした制度上の課題に対して体系的な対応を行うものであり、従来の認可・届出制度などの中核的な仕組みを維持しつつ、「**サービス・管理・保護**」の三位一体による対外投資制度の枠組みの新たな構築を図っている。

二、法律解説と君澤君からの提言

Part.1 《規定》の主要内容解説

・適用範囲の全面的拡大:統一監督管理に初めて居住民個人が組み込まれた

「規定」第 2 条は、対外投資とは、投資家が資産・權益の拠出、または融資・保証の提供などの方法により、直接または間接に海外企業や海外資産等の所有権、支配権、経営管理権その他これらに関連する權益を取得する活動をいうと明確に規定している。また、投資家には、中国国内の企業、その他の組織および居住者個人が含まれる。さらに、**第 32 条および第 33 条**では、香港・マカオ・台湾への投資、海外金融市場への投資ならびに対外投資によって取得した資産・權益を用いて海外で再投資を行う行為も管理対象に含めるとともに、国務院の投資主管部門および商務主管部門に対し、中国国内の居住者個人等による対外投資に関する具体的な管理規則を制

定する権限をも付与している。

このように、「規定」は、**投資主体と投資形態**の二つの側面において、監督・管理の対象範囲を全面的に拡大している。主体の面では、企業、その他の組織および居住者個人を対象とし、従来の「企業海外投資管理弁法」(第 11 号令)および「海外投資管理弁法」(第 3 号令)が国内企業のみ適用されていたという枠組みを改め、居住者個人を初めて行政法規レベルで統一的な監督対象に組み入れた。投資形態の面では、海外直接投資、海外金融市場への投資および海外再投資をも一体的な管理対象としている。

他方、居住者個人による対外投資に関する具体的な管理規則については、今後別途制定される予定であり、「規定」自体が直ちに個人に対して新たな事前承認義務を課すものではない。しかしながら、個人による海外投資について長年明確なルールが存在しなかった状況はすでに終わりを迎えており、今後制定される関連細則の策定期間や具体的な内容については、十分注視する必要がある。

・全過程にわたる監督管理体制および海外投資安全審査制度の確立

「規定」第 10 条から第 12 条では、分類・段階別による対外投資に関する全過程監督管理体制が確立されている。すなわち、国は対外投資を**奨励類・制限類・禁止類**に分類し、投資家が法令に基づき認可・届出、情報報告、クロスボーダー資金登録などの手続を履行する必要がある場合には、国の関連規定に従って手続を行い、関係資料を誠実に提出するとともに、監督・検査に協力しなければならない。

特に重要なのは、**第 15 条**において、行政法規レベルでは初めて**海外投資安全審査制度**が正式に確立されたことである。同条は、国家安全に影響を及ぼし、または及ぼすおそれのある海外投資、およびこれに関連する資産・権益等の譲渡・処分について安全審査を実施することを明確に定めている。また、関係する組織および個人は、安全審査に協力・対応しなければならない、これを拒否または妨害してはならず、安全審査の決定にも従わなければならない。

従来の認可・届出制度と比較すると、海外投資安全審査制度の監督・管理の考え方には明確な違いがある。その対象は投資の実施段階にとどまらず、**投資完了後に取得した資産・権益の譲渡や処分**も審査対象に含まれる。そのため、監督・管理は海外資産の取得、保有、売却・処分に至るまでの全過程をカバーすることとなる。

さらに、安全審査は「**国家安全に影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあること**」を法定基準としており、実際に国家安全への損害が発生したことを前提とせずに審査を開始することができる。

したがって、従来の実務において一般的であった「認可・届出が完了すればコンプライアンス上問題ない考える」という発想は、「規定」の施行後は見直しを迫られることになる。

・クロスボーダーの技術・データ移転に関するコンプライアンス上のレッドラインの明確化

「規定」第 13 条は、投資家が対外投資活動を行うに当たり、国が輸出を禁止している貨物、技術、サービスおよび関連データを輸出または使用してはならず、また、国が輸出を制限している貨物、技術、サービスおよび関連データについては、許可を得ることなく輸出または使用してはならないことを明確に規定している。また、クロスボーダーでの技術者派遣、他国・地域への人員派遣、国外への技術指導の提供、人員に対する越境研修の実施などの方法により、上記の規制対象物を実質的に国外へ移転することも禁止されている。さらに、第 14 条は、対外投資に関わる外貨送金、貨物・技術の輸出入、クロスボーダー・データ移転、輸出管理、サイバーセキュリティ監督・管理、租税徴収・管理、国有資産監督などについて、既存の関連法令との整合性を図っている。

特に注目すべき点は、第 13 条が新たな許認可制度や承認手続を創設するものではなく、「輸出管理法」「技術輸出入管理条例」「データ安全法」など既存法令上の義務を、対外投資という場面において明確に適用したことである。これにより、対外投資を利用して輸出管理やデータ越境規制を回避することを防止するとともに、「人」の越境移動についても管理対象として明確に位置付けている。実務上では、これまで一部の企業が、技術者の海外派遣、現地での技術指導、クロスボーダー研修などを通じて、規制対象となる技術やデータの直接輸出を事実上代替しようとするケースが見られた。しかし、「規定」の施行後は、このような迂回的な手法は直接的なコンプライアンス・リスクとなり、独立した処罰対象となる法的根拠も整備された。

・海外における権益保護および対抗措置の制度整備

「規定」は、監督・管理を強化する一方で、サービス提供と権益保護の面についても重要な制度を整備している。サービス面では、第 6 条から第 9 条において、海外総合サービス体制の充実を求めるとともに、法律サービス、会計・監査、信用格付けなどの専門サービス機関が海外サービスネットワークを拡充することを支援としている。また、銀行などの金融機関による融資支援や、政策性保険機関による海外投資保険サービスについても明確に規定している。

権益保護の面では、第 18 条から第 25 条において、比較的包括的な海外権益保護制度を構築している。その内容には、海外投資に対するモニタリング・早期警戒およびリスク評価、領事保護・領事支援、投資障壁に関する調査、さらに「反外国制裁法」と連携した対抗措置リスト制度や、差別的措置に対する対抗措置制度などが含まれる。

これらの制度は、中国の投資家が海外で不当な取扱いを受けた場合に、国家レベルで制度化された救済・支援・介入のルートが整備されたことを意味している。

他方で、注意すべき点として、第 22 条は、中国国内の組織または個人が海外における仲裁・訴訟に参加する場合、あるいは外国の司法・法執行機関による調査を受ける際に、国外へ証拠や関連資料を提供する行為についてコンプライアンス上の要件を定めている。具体的には、国家秘

密保持、データ安全、個人情報保護、輸出管理、司法共助などに関する法令を遵守しなければならず、法令により主管当局の許可が必要とされる場合には、所定の法的手続を履行しなければならない。したがって、国際紛争の解決手続におけるデータや文書の国外提供は、企業にとって今後ますます重要なコンプライアンス上の課題となる。

・法的責任の大幅な強化——段階的な過料制度と一貫した責任追及

「規定」第 27 条から第 31 条では、従来と比べてはるかに厳格な法的責任制度が構築されている。国家が禁止する投資案件に対して投資を行った場合には、投資活動の停止、一定期間内の株式・資産の処分、違法所得の没収が命じられる。これらの命令に従わない場合には、**投資額の 5%以上 10%以下の過料**が科されるほか、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対しても、**5 万元以上 10 万元以下の過料**が科される。

また、規定に従って認可・届出手続を履行しなかった場合、あるいは虚偽の資料を提出して認可・届出を申請した場合には、**投資額の 1%以上 5%以下の過料**が科される。さらに、是正命令に従わない場合には、**投資額の 5%以上 10%以下の過料**が科される。加えて、関係主管部門は、違反行為者に対し、**3 年間にわたり認可・届出申請を受理しない措置**、または **1 年以上 3 年以下の期間、対外投資活動を禁止する措置**を講ずることができる。

従来の「是正命令」や「警告」を中心とした比較的緩やかな行政指導型と比べると、新たな罰則制度では、**投資額を基準とした段階的な過料制度**が導入されており、大規模な海外投資案件では、違反コストが**数千万元規模**に達する可能性もある。さらに、直接責任を負う主管者やその他の直接責任者に対しても個人として過料が科されることとなり、従来の「法人のみを処罰し、個人は処罰しない」という状況は大きく改められた。その結果、海外投資の意思決定、申請手続および実施に関与する経営幹部やプロジェクト責任者の**個人としてのコンプライアンス・リスク**が著しく高まっている。また、**第 28 条**では、海外投資安全審査への協力を拒否した場合や、安全審査の決定に従わない場合についても、それぞれ対応する法的責任が定められている。

Part. 2 政策上の影響

(1)「先に投資し、後から手続を補足する」という運用余地は大幅に縮小

「規定」は、認可・届出制度という基本的な仕組みを維持しており、企業による申請手続の枠組み自体には大きな変更はない。しかし、監督・管理の重点は、資金の国外送金段階にとどまらず、**投資・設立、運営管理、技術支援、データ移転、撤退および資産処分**に至るまで、投資ライフサイクル全体へと拡大している。これに加え、段階的な過料制度や市場参入禁止措置などの責任制度が導入されたことにより、「フライング的にまず投資を実行し、その後に手続を整える」ということに対する違反コストおよび摘発リスクが大幅に高まることとなる。また、既存案件に過去の手続上

の瑕疵が存在する場合でも、その問題は今後の資金調達、撤退、安全審査などの段階で改めて精査される可能性がある。

(2) 輸出管理およびデータ・コンプライアンスが対外投資に深く組み込まれる

技術集約型企業が海外展開を行う場合、海外子会社への技術支援、技術者の派遣、クロスボーダー研修の実施、研究開発データの送信といった日常的な業務も、第 13 条の規制対象となる可能性がある。そのため、**輸出管理に関するスクリーニングやデータ越境移転に関する評価は**、もはや貿易取引だけの問題ではなく、海外投資案件の立案、取引ストラクチャーの設計、投資後の管理においても、事前に検討すべき重要なコンプライアンス事項となる。

(3) 海外権益保護および専門サービスには新たな制度上の機会

「規定」は、法規レベルにおいて国家による海外投資権益の保護および対抗措置の仕組みを明確化しており、企業が海外で差別的措置を受けた場合の制度的な支援基盤を整備している。

また、法律サービスをはじめとする専門サービス機関が海外ネットワークを拡充することを奨励しており、「**企業の海外進出に専門サービスが伴走する**」という政策方針に明確な法的根拠を与えている。他方、こうした専門サービス機関についても、**第 7 条**が定める**誠実信用の原則、善管注意義務、独立性・客観性**といった業務遂行上の要件を十分に遵守するとともに、自らのリスク管理体制および内部統制制度を一層整備することが求められる。

Part. まとめと提言

「規定」の施行は、中国の対外投資が、単なる規模拡大の段階から、**質の高い発展を法治に基づいて推進する新たな段階**へ移行したことを意味する。海外展開を行う企業にとっては、コンプライアンス上の義務が体系的に強化される一方、より安定した制度的予見可能性と、より充実した権益保護も期待できるようになる。また、中国に進出している外資系企業にとっても、中国を拠点として海外地域への投資を行う場合には、中国における対外投資規制の新たな枠組みを十分に理解し、これに適応することが求められる。「規定」の主な改正内容と実務への影響を踏まえ、対外投資を予定している企業および個人に対して、以下の 5 つの観点から対応を進めることをお勧めする。

(1) 既存の対外投資案件についてコンプライアンス・チェックを実施する

「規定」第 2 条(適用範囲)、第 13 条(技術・データ輸出に関する規制)、第 15 条(安全審査)などの主要規定を基準として、既存の海外投資案件を全面的に点検することが望ましい。

具体的には、

- ・個人名義で行われた投資がコンプライアンス管理の対象外となっていないか
- ・貨物、技術、サービスおよび関連データについて、違法な国外移転のリスクが存在しないか
- ・当該案件が国家安全審査の対象となる可能性がないか

などを確認し、問題が認められた場合には速やかにリスク評価を行い、是正措置を開始することで、自主的なコンプライアンス対応を図ることが重要である。

(2) 安全審査および輸出管理審査を投資意思決定プロセスに組み込む

新たな海外投資案件については、事業立案の段階から、当該案件が海外投資安全審査の対象となる可能性を評価するとともに、国外へ提供・輸出する予定の貨物、技術、サービスおよびデータについて輸出管理上のスクリーニングを実施し、必要な立証資料を事前に準備しておくことが望ましい。また、認可・届出手続および関連審査に要する期間についても改めて見直し、十分なスケジュールを確保することにより、取引日程と行政手続との間に支障が生じることを避ける必要がある。さらに、中国国内から海外の関係会社へ技術、設備または人員を提供・派遣する場合には、「規定」第 13 条の要件を社内承認手続に組み込み、これらの行為が輸出管理やデータ越境規制を迂回するものと評価されないよう十分留意すべきである。

(3) クロスボーダーにおける技術・データ・人員移動の管理体制を整備する

国内で規制対象となる貨物、技術、サービスおよびデータについて識別リストを作成するとともに、海外の関係会社に対する技術ライセンス、技術支援、人員派遣および研修の実施状況を体系的に整理することが望ましい。特に、研究開発データや営業データの国外移転、および従業員の海外派遣に伴うコンプライアンス・リスクに重点的に留意し、「データ安全法」「個人情報保護法」「輸出管理法」および「規定」の要件を踏まえて、必要に応じてデータ越境移転に関する安全評価や届出手続を自主的に実施するとともに、技術交流、人員往来およびデータ移転の各場面に対応した社内コンプライアンス・ガイドラインを整備し、規制上のレッドラインへの抵触リスクを低減することが重要である。

(4) 海外事業に関するコンプライアンスおよびリスク管理体制を強化する

「規定」第 16 条および第 17 条に基づき、海外投資先企業のコーポレート・ガバナンスを整備するとともに、コンプライアンス経営、内部統制、安全生産、緊急事態対応などの各種制度を確立し、投資・経営活動を適正に管理することが求められる。また、商業賄賂、営業秘密の侵害、正当な

理由のない廉価販売など、海外投資市場の秩序を乱す行為を行ってはならず、海外における従業員および資産の安全を確保するために必要な人的・物的資源を十分に投入することも重要である。

(5) 関連細則の動向を継続的に把握し、政策的支援制度を積極的に活用する

「規定」の施行後は、居住者個人についての対外投資管理弁法や海外投資安全審査実施細則などの関連制度が順次制定・施行される見込みであり、中国を拠点とした地域事業を展開する企業に対して、より安定した制度的環境が整備されることが見込まれる。そのため、これらの関連法令・細則の動向を継続的にフォローし、必要に応じて自社のコンプライアンス体制を適時見直すことが望ましい。あわせて、海外投資保険、領事保護、投資障壁調査制度、二国間・多国間投資協定などの政策的支援制度を積極的に活用し、コンプライアンス経営を前提としながら、自社の海外における権益をより効果的に保護することを推奨する。

対外投資に関するコンプライアンスについてご不明な点やご相談がございましたら、末尾記載の連絡先までお気軽にお問い合わせください。

免責声明

本記事およびその内容は、交流のみを目的としたものであり、関連する問題について君澤君律師事務所またはその弁護士による正式な法律意見または提案を意味するものではありません。本記事およびその内容に基づく判断は、読者ご自身のご理解の上にご自身の判断で行っていただくものです。法的アドバイスやその他の専門的な分析が必要な場合は、下記までお問い合わせください。また本記事に掲載されている文字、画像、音声、映像等の無断転載を禁じます。本記事の転載・引用を希望される場合は、君澤君律師事務所にご連絡の上、許可を得て、転載の際には出典と著作者情報を明記ください。

Contact Us

ご連絡先

後藤 雅彦 高級顧問・日本部長

(電話) 021-6106-0889 (内線) 8008

(メール) masahiko@junzejun.com

(TEL) 18605117627 (後藤 中国)

070-2649-0527 (後藤 日本)

王 正洋 シニアパートナー・弁護士

021-6106-0889 (内線) 8072

wangzhengyang@junzejun.com

13816677991 (王正洋)

上海市楊高南路 729 号 陸家嘴世紀金融広場 1 号楼 4002 室

